

## 第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 7 月 14 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市久居南庁舎 3 階 301・302 会議室

出席部会委員 おおい 25 大井 かずし 一司・かさい 26 笠井 かつみ 克己・すずき 27 鈴木 てるまさ 照正・たぐち 28 田口 よしのり 慶則  
ほりかわ 29 堀川 ただしげ 忠重・もろと 30 諸戸 よしあき 善昭・たなか 31 田中 たけつぐ 竹次・はせがわ 32 長谷川 ひろし 博  
もりやま 33 守山 たかゆき 孝之・いけだ 35 池田 まさし 昌司・もりた 36 森田 まさたか 正孝・あかほり 37 赤堀 よしお 嘉夫  
なかがわ 38 中川 かずお 和雄・はぎの 39 萩野 ただし 忠司・むかいだ 40 向田 ただみ 忠美・かたおか 42 片岡 まさいく 眞郁

以上 16 名

欠席委員 わたなべ 48 渡邊 てるかず 晃一

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 28 番 たぐち 田口 よしのり 慶則・39 番 はぎの 萩野 ただし 忠司

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 6 号 農業生産法人定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 本日の部会に、<sup>わたなべ</sup>渡邊委員だけが欠席です。あと皆さん出席ですのでよろしくお願ひします。  
それでは部会に入らせていただきますので、よろしくお願ひします。  
議事録署名者を本日、28番 <sup>たぐち よしのり</sup>田口 慶則 委員・39番 <sup>はぎの ただし</sup>萩野 忠司 委員、両委員によろしくお願ひします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。  
まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告願ひます。

事 務 局 議案書の1ページをお願ひします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1、地区 川合、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太芝ヶ鼻\_\_\_\_\_番\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 055㎡。これにつきましては、農用地域利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。  
2番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。  
以上、件数は2件で、合計面積2, 110㎡、内訳は田であります。  
2ページをお願ひいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1、地区 久居、届出者 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、届出地 久居野村町西山神\_\_\_\_\_番 \_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 006㎡、外2筆で、計 1, 682㎡、取得年月日 平成23年1月15日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
番号2、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居野村町駒屋\_\_\_\_\_番の\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 554㎡、外1筆で、計 614㎡、取得年月日 平成23年3月22日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
以上、件数は2件で合計面積2, 296㎡、内容は田が1, 682㎡、畑は614㎡でございます。  
3ページをお願ひいたします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居中町\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 201㎡。  
これにつきましては、\_\_\_\_\_の亡き父である\_\_\_\_\_が、住宅地の隣である当該申請地に物置1棟を昭和30年に建築してしまつたものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。  
番号2、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居野村町権田\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、

現況地目 雑種地、面積 353㎡。

これにつきましては、\_\_\_\_\_の亡き夫である\_\_\_\_\_が、当該申請地を\_\_\_\_\_へ  
駐車場として賃貸し現在に至っております。始末書の提出がありますので追認  
するものでございます。

以上、件数は2件で合計面積554㎡、内容は畑でございます。

いずれの案件も農地法第4条第1項の各号には該当しないため、許可要件の  
すべてを満たしていると判断いたします。

4ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借  
権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人（株）\_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久  
居新町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 250㎡。

これにつきましては、貸し人である\_\_\_\_\_は借り人である（株）\_\_\_\_\_に対  
し、当該申請地をコンビニエンスストアの駐車場用地として賃貸借するもので  
あります。駐車台数は3台分です。

以上、件数は1件、250㎡、内容は畑でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のす  
べてを満たしていると判断します。

5ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸  
借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、申請地 久  
居新町\_\_\_\_\_番、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積 155㎡。

これにつきましては、借り人の\_\_\_\_\_は貸し人の\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_から当該申  
請地を借り受け、一般個人住宅を建築しようとするものであります。建築面積  
は67.23㎡でございます。

以上、件数は1件で、155㎡、内容は雑種地でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のす  
べてを満たしていると判断します。

報告第6号 農業生産法人定期報告についてでございます。

農業生産法人につきましては、毎年、事業状況の報告、聴取を行い、農業生  
産法人の要件、適合性を確認しておりますが、その確認状況を農地部会に報告  
するよう国から指導がありましたことから、報告させていただくものでありま  
す。

農業生産法人の設立日から1年を経過した日から3カ月以内に、事業状況の  
報告をしていただくことになっておりまして、その後も1年ごとに報告を  
いただくことになっております。

今回は今年度に報告のあった該当法人について要件を確認した上で報告させ  
ていただくものであります。

農業生産法人名を読ませていただきます。株式会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、  
有限会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、有限会  
社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、株式会社\_\_\_\_\_、  
有限会社\_\_\_\_\_、有限会社\_\_\_\_\_、以上13でございます。

恐れ入りますが13番の\_\_\_\_\_につきましては、議案の訂正をお願いします。  
主たる耕作物を茶木から水稻に訂正をお願いいたします。

それと、代表者を\_\_\_\_\_に訂正をお願いします。

以上、13件でございます。以上で説明終わらせていただきます。

議 長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。生産法人のこれだけですね。津市管内。

事 務 局 第2部会分は全部で13法人です。

事 務 局 第1・第2部会の全部で26法人ですね。

議 長 はい、ありがとうございます。

ちょっと私、報告すること忘れていまして、きょう部会終了後、時間の許す方は榊原で活性化のために堀川委員が中心となって、田んぼアートをされてみえるんですが、よかったですら見に行っていたらどうでしょうか。よかったですらひとつよろしくお願ひします。

議 長 それでは議案に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,565㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 6,565㎡、申請地 久居小野辺町北小膳田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 872㎡、外3筆で、合計 3,501㎡。

これにつきましては、渡人、\_\_\_\_\_は、高齢による労働力不足により耕作が困難になってきたため、受人、長男の \_\_\_\_\_が譲り受け、営農を引き継ごうとするものであります。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,378㎡、渡人（株） \_\_\_\_\_、面積 174㎡、申請地 久居元町見地 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 174㎡。

これにつきましては、渡人、（株） \_\_\_\_\_は、当該申請地を土木建築資材置き場として取得しましたが有効利用できないため、受人、\_\_\_\_\_が譲り受け、農業経営の拡大及び効率化を図ろうとするものであります。

番号3、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,389㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 681.91㎡、申請地 白山町上ノ村山ノ屋敷 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 672㎡。

これにつきましては、渡人、\_\_\_\_\_は、労働力不足により耕作が困難になってきたため、受人、\_\_\_\_\_が譲り受け、農業経営の規模拡大を図ろうとするものであります。

番号4、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、面積 ゼロ、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,781㎡、申請地 美杉町八知トリガウエ \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,809㎡。外3筆で合計面積4,781㎡

これにつきましては、渡人、\_\_\_\_\_は、遠方に居住し、会社勤務をしており、耕作ができないため、当該申請地を、受人、\_\_\_\_\_が譲り受け、兼業として経営する飲食店に有機栽培による野菜を食材として利用したいため、農業をする

ものであります。農業技術の取得につきましては、渡人の紹介により地域の方に指導を受け、技術の取得に努めるものでございます。また、農機具等の確保につきましては随時購入していく予定でございます。

以上、件数は4件で合計面積9, 128㎡、この内訳は田が1, 409㎡、畑8, 079㎡でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番からお願いします。1番。

鈴木委員 27番 <sup>すずき</sup>鈴木です。去る7月7日に委員6名と事務局の方2名で現地確認を行いました。場所は小野辺町の中心になるわけですが、新しくできました\_\_\_\_の\_\_\_\_のショッピングセンター、あそこから西へ約1キロから1.5キロぐらいの道のところで、1キロから1.5キロぐらいのところの場所で4カ所に点在しているわけですが、小野辺町の集落の中にあり、別に問題はないかと思えます。詳細については事務局の説明どおりです。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

笠井委員 26番 <sup>かさい</sup>笠井ですが、先日7月7日の日に現地調査をさせていただいております。今、事務局のほうから説明あったとおりでございます。ひとつよろしくご審議をいただきますよう。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

森田委員 36番 <sup>もりた</sup>森田です。去る7月7日の午後から、地元委員3名と事務局員2名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、国道165号線、\_\_\_\_に入る信号がございます。その信号から左へ入ったところに\_\_\_\_というのが高台でございまして、その\_\_\_\_の東側の地続きでございます。そしてこれ、受け人は母屋隠居の関係で、隠居の\_\_\_\_さんが、現状の畑、今、ビワが植わっているんですが、そのままという形でございます。内容につきましては事務局の説明どおりでございますので、よろしくご審議をしていただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

萩野委員 39番 <sup>はぎの</sup>萩野でございます。内容は、今事務局のほうから説明いただきましたとおりでございますけども、去る5日の日に、事務局と私と行ってまいりました、現地は\_\_\_\_のトンネルを2つ超しました左側、橋渡って山の中です。私も山育ちですけども、こんな所に何かあるのかと思ったら家が見えてきて、それで、昔、畑、田もあったんですな。それで、この買われる方が栃木のほうにみえたが、それで地震で、こちらにいらして、この山は生きとると言われま

して、私らも山見てこんな所に住めるのかなと思たんですけども、生き生きした山やと。今からまた、昔の畑なり田んぼに自分が手加えてやるという意欲満々の方でございます。昭和45年生まれ。それでまあ結構やなあと、言うておりましたんで、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見ををお願いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 高野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野北出\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 57㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、\_\_\_\_\_が平成元年当時、隣接する自己所有地に住宅を建築する際に、駐車場として転用したものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。

番号2、地区 竹原、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原見栗\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 357㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、当該申請地は狭小な谷間の山の田で日当たりが悪く、農業用水の管理の問題や居住地から遠距離であることから営農管理ができないため、昭和62年に管理が比較的容易な近隣と同じ杉を植林したものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。

番号3、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原中ノ垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,037㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、議案第5号、番号2に関連するもので合同会社\_\_\_\_\_を設立し、建設する茶工業施設に類する駐車場及び農業用資材置き場でございます。用途につきましては、業務用の大型トラック2台分、従業員用12台分でございます。資材置き場につきましては、作業に関連する機械及び肥料等の資材を保管します。

番号4、地区 下之川、申請者 (亡) \_\_\_\_\_ 相続人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川岡\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 2,489㎡、外1筆、合計 2,531㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、昭和57年の災害復旧工事の際、残土処理置き場として利用し、その後、事業拡大のため必要であったことから資材置き場、倉庫を

建築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。

以上、件数は4件で合計面積3,982㎡、その内訳は田が2,888㎡、畑が1,094㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中です。7月7日の日に、地元委員3名と事務局のほう2名で現地を確認いたしました。内容については事務局の説明どおりでございますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

議長 2番、お願いします。

萩野委員 39番 <sup>はぎの</sup>萩野でございます。2番、3番、私、竹原でございますので、続けて報告させていただきます。7日の日でございますが、2番は見栗というところでございますけども、事務局のほうで説明されたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

3番につきましては、部会長、会長さんも来ていただきまして、暑い中いろいろお話、説明され、\_\_\_\_\_さんも意欲満々の態度を示していただきまして結構なことだと思いました。よろしくをお願いします。

議長 4番、お願いします。

向田委員 40番 <sup>むかいだ</sup>向田です。去る7日、会長以下数名で確認させていただきました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号を許可いたします。  
引き続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 八ツ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野福岡前_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 399㎡、外1筆で、合計 538㎡。</p> <p>これにつきましては、一般個人用住宅として平成22年5月24日、所有権移転による転用を許可いたしました。が、住宅建設を中止することとなったため、許可の取り消しを願い出るものでございます。</p> <p>以上、件数は1件で538㎡、その内訳は田が399㎡、畑が139㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。</p>
池田委員	<p>35番 <sup>いけだ</sup>池田です。事務局の説明のあったとおり中止ということで、多分住所も変わっておりますし、ほかへ建築をされて、そのままの畑でございますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 意見なし&gt;</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号を取り消しいたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町大水戸_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 56㎡、第2種農地でございます。</p> <p>これにつきましては、受人、_____は、渡人、_____から当該土地を譲り受け、_____の駐車場用地として利用するものであります。</p> <p>番号2、受人 (株) _____、渡人 _____、申請地 久居元町見地_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 174㎡、第2種農地でございます。</p> <p>これにつきましては、受人、(株) _____は、渡人、_____から当該土地を譲</p>



り受け、隣接する土木建築資材置き場と一体利用することで、利便性及び土地の有効利用による効率化を図ろうとするものです。

番号3、地区 高野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野北出\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 293㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、受人、\_\_\_\_\_は、現在両親と同居していますが、独立に伴い、渡人、\_\_\_\_\_から当該土地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものであります。建築面積は112㎡でございます。

以上、件数は3件で合計面積523㎡、その内訳は田230㎡、畑293㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 28番 <sup>たくち</sup>田口です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ここの田というのは、田にもならないし畑にもならないようなところですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

笠井委員 26番 <sup>かさい</sup>笠井ですけど、7月7日の日に、前と一緒になんですが、事務局の方と農業委員さんと現地を確認してまいりました。その現地というのは、\_\_\_\_\_がでございますけど、そこから少し下がったところの左側でございます。既に造成もできていまして、すぐにでも資材置き場になるようなところでございます。今、事務局のほうから説明されたとおりでございまして、何ら問題はなかろうというふうに思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中です。7日の日に現地を確認いたしました。場所は、\_\_\_\_\_の郷土資料館の西側です。そこに当たるところで、前々から売りに出ておったところですが、内容につきましては事務局の説明どおりでございます。また、下水、雨水につきましても完備がされておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号を許可いたします。  
 続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 11ページをお願いします。  
 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
 番号1、地区 大井、借り人 \_\_\_\_\_（株）、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町大仰六反\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 312㎡、第2種農地でございます。  
 これにつきましては、借り人、\_\_\_\_\_（株）は、貸し人、\_\_\_\_\_より当該土地を譲り受け、公共下水道工事に伴う資材置き場として一時転用するもので、期間は5カ月間でございます。  
 番号2、地区 竹原。恐れ入りますが、ここで議案の訂正をお願いします。借り人の住所の美杉村を美杉町に、竹原\_\_\_\_\_を竹原\_\_\_\_\_、貸し人の住所の美杉村を美杉町に訂正を願います。  
 借り人 合同会社\_\_\_\_\_、貸し人（有）\_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原中ノ垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 751㎡、第2種農地でございます。  
 これにつきましては、議案第2号番号3の関連で、借り人、合同会社\_\_\_\_\_は当地域において、茶工場建設のための適当な土地がなく、当該申請地は貸し人である\_\_\_\_\_が平成22年3月18日に農地法第3条により取得しておりますが、この地域で利用できる唯一の土地であり、地域の活性化にもつながる農業施設の建設であることから申請するものでございます。農地の取得後3年3作を経過していないため早期転用理由書を添付いただいております。  
 以上、件数は2件で合計面積1,063㎡、その内訳は田751㎡、畑312㎡でございます。  
 いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
 以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

長谷川委員 32番 <sup>はせがわ</sup>長谷川でございます。番号1番の、大井ですね、この場所といたしましては、\_\_\_\_\_坂を下りまして、山側に沿って、ずっと裏に池があり公民館のほうへ行く道がございしますが、その中途にございます場所でございます。前も1回この場所は下水道工事の一時転用として昨年皆様方にご審議していただいたとおりでございますが、また、今回も下水道工事にちょうど材料を置くのにいいということで、前もってお話もございまして、そこならいいやろと私もそう思いまして、申請してみたらと申しましたら申請されたということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いいたします。

萩野委員 39番 <sup>はぎの</sup>萩野でございます。事務局の説明のとおりでございます。平成22年に取得されまして、3年間そのままの状態が本当ですけれども、関係ある2件の田んぼの隣接の方も承知されておりますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮かりいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について許可したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を許可いたします。  
続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局より説明願ひます。

事務局 12ページをお願ひいたします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。  
番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居小野辺町小膳田\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 92㎡、第2種農地でございます。  
これにつきましては、借人 \_\_\_\_\_は、現在住んでいる住宅が手狭になってきたため、貸人で父の\_\_\_\_\_から当該土地を借り受け、居宅を増築しようとするものであります。建築面積は、37.15㎡であります。第2種農地出ございます。  
番号2、地区 大井、借り人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井関東山\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 畑・宅地、面積 591㎡、第2種農地でございます。  
これにつきましては、借り人、\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_は、現在、貸し人で祖父の\_\_\_\_\_と同居しておりますが、家族がふえて手狭になってきたため、一般住宅を建築しようとするものであります。建築面積は133.31㎡でございます。  
以上、件数は2件で合計面積683㎡、内容は畑でございます。  
いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がございましたが、現地に立ち会っていただきました地元議員のご意見をお願ひします。1番、お願ひします。

大井委員 25番 <sup>おおい</sup>大井です。去る7日の日に、地元委員と事務局の方と現地確認に行

ってまいりました。小野辺町、大まかには高茶屋の\_\_\_\_\_がありますけど、そのちょうど西側の地区になります。詳細につきましては事務局の説明のとおりで、現地確認の結果、特に問題ないものと思われまます。よろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

長谷川委員 32番 <sup>はせがわ</sup>長谷川でございます。この件も、7日の午後、地元委員と事務局2名で確認してきました。これは井関の\_\_\_\_\_という地区でございます。この借り受けられる方は、この借り主の、これがおじいさんに当たるわけでございます。今3世帯一緒に住んでみえますので、これは、お孫さんでございますが、若い夫婦のここへ跡の後継として家をつくろうということになったそうでございます。それで、この建てるに当たりまして、一部に前の車庫がちょっと残っておりますので、その車庫につきましては始末書をいただいております。そして、あとの雨水とか下水とかいうのは、前の本宅の隣でございますので、それに準じて何もかもされるそうでございます。下水道のほうは合併浄化槽ですと私は思っております。そういうことですので、よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

議 長 何かほかに、皆さん、ご意見ありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号を許可いたします。  
続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とします。事務局より説明願います。

事 務 局 13ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 榊原、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町尺ヶ寺\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 168㎡。  
これにつきましては、出願者、\_\_\_\_\_が以前に住んでいた家が昭和28年8月の台風で流され、当該申請地に住居を構えて58年以上居住し、現在に至っております。家屋登記簿謄本が添付されており津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは公宅物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。  
番号2、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町丸垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 512㎡。

これにつきましては、願出者、\_\_\_\_\_は、昭和46年の仕事の関係で実家に戻り、実家の宅地と地続きである当該土地に昭和47年に居宅を建築しました。その後、昭和55年に、その居宅を増築し、以来30年以上宅地として利用し現在に至っております。また、登記簿謄本が添付されており、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは公宅物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号3、地区 八ッ山、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野松垣内\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 393㎡。

これにつきましては、願出者、\_\_\_\_\_は、現在、土地の利用者である母の弟が住宅及びそのほかの土地に倉庫等の築場所がないため、この耕地整理が始まった時期に母の農地を譲り受けるつもりで都市整備区域から外してもらい、昭和54年4月に埋め立てて倉庫を建築し、現在に至っております。平成2年4月撮影の国土地理院の航空写真が添付されており、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは耕作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は3件で合計面積1,073㎡、この内訳は田が561㎡、畑が512㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきましたご意見をお伺いします。よろしくお願ひします。1番。

堀川委員 29番 <sup>ほりかわ</sup>堀川でございます。1番、2番ともに同じ場所でございます。場所は\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の久居寄りのバス停\_\_\_\_\_というバス停の近くでございます。この\_\_\_\_\_集落の中にありまして、事務局説明いただいたとおりでございますので、何ら問題ないかと思ひます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願ひします。

池田委員 35番 <sup>いけだ</sup>池田です。去る7月7日の日に事務局と地元委員3名で現地を確認してきました。場所的には、国道165号で、\_\_\_\_\_地内の川の裾で、現地に倉庫が建っております。先ほど事務局からの説明があったとおりでございます。何も問題ないと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いいたします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第7号について証明したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号を証明いたします。  
引き続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
別冊の表紙の1枚めくっていただきたいと思えます。  
久居地区は新規2件、再設定3件、合計5件でございます。面積は田が17,054㎡、畑が2,537㎡、合計面積19,591㎡でございます。  
一志地区は新規12件、再設定1件、合計13件でございます。面積は田が33,202㎡、畑は1859㎡、合計面積44,061㎡でございます。  
白山地区は新規12件、再設定1件、所有権移転1件、合計14件でございます。面積は田34,362㎡、畑719㎡、合計面積35,081㎡でございます。  
美杉地区は、今回該当はございません。  
合計件数32件、内訳といたしまして、新規26件、再設定5件、所有権移転1件でございます。合計面積、田が87,638㎡、畑が14,115.14㎡、総計面積101,753.14㎡でございます。このうち、認定農業者集積状況でございますが19件で、面積は56,618㎡でございます。  
以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

これをもちまして、第7回 第2農地部会を閉会します。

午後 3時10分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年7月14日

議 長  
出席委員  
出席委員